

## 試薬に関連する法規制の動き（平成 25 年 7 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日）

ページ

1. <a href="#">化審法関連の改正</a>	1
2. <a href="#">安衛法関連の改正</a>	1
3. <a href="#">消防法関連の改正</a>	2
4. <a href="#">食品衛生法関連の改正</a>	2

---

### 【改正内容】

#### 1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関連の改正

##### 1-1. 「新規化学物質」（いわゆる「白」物質）の公示

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 3 号（平成 25 年 7 月 31 日付官報）により、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 4 条第 1 項第 5 号に該当するものであると判定された「新規化学物質」（いわゆる「白」物質）の名称が新たに公示された。

（通し番号 6509～6778／270 物質）

（製品評価技術基盤機構ホームページ参照 [<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/shiro20130731.pdf>]

（注）平成 25 年 12 月 16 日付官報第 6193 号により一部訂正があった。（通し番号 6576／1 物質）

（経産省ホームページ参照

[[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/bulletin/shiro/bulletin\\_shiro\\_130731\\_correction.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/bulletin/shiro/bulletin_shiro_130731_correction.pdf)]

#### 2. 労働安全衛生法（安衛法）関連の改正

##### 2-1. 「新規化学物質」の名称の公表

厚生労働省告示第 311 号（平成 25 年 9 月 27 日付官報）により、労働安全衛生法第 57 条の 3 の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。

（通し番号 22472～22728／257 件）

（厚生労働省ホームページ参照 [[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/201309kag\\_new.htm](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/201309kag_new.htm)]

##### 2-2. 「名称等の表示の対象となる物」の追加

（1）政令第 234 号（平成 25 年 8 月 13 日付官報）により、労働安全衛生法第 57 条第 1 項の規定に基づき、名称等を表示しなければならない物として以下の物質が追加された。また、この物質は特定化学物質の第 2 類物質にも追加された。（施行日：平成 25 年 10 月 1 日）

① 1,2-ジクロロプロパン及び 1,2-ジクロロプロパンを含有する製剤その他の物

（厚生労働省ホームページ参照 [[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki\\_jun/anzeneisei53/index.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei53/index.html)]

### 3. 消防法関連の改正

#### 3-1. 「消防活動阻害物質」の追加

総務省令第71号（平成25年7月4日付官報）により、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量に次の物質が追加された。（施行日：平成26年2月1日）

##### (1) 政令別表第一関係

- ① 2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)及びこれを含有する製剤(2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン 50%以下を含有するものを除く。)
- ② ヘキサキス( $\beta$ ,  $\beta$ -ジメチルフエネチル)ジスタンノキサソ(別名酸化フェンブタズ)及びこれを含有する製剤

##### (2) 政令別表第二関係

- ① 2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)50%以下を含有する製剤
- ② メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤
- ③ 2-メチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤

(総務省消防庁ホームページ参照 [[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2507/pdf/250704\\_ki107.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2507/pdf/250704_ki107.pdf)])

(総務省消防庁ホームページ参照 [[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2507/250704\\_1houdou/01\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2507/250704_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)])

### 4. 食品衛生法関連の改正

#### 4-1. 人の健康を損なうおそれのない添加物（食品添加物）の追加

厚生労働省令第95号（平成25年8月6日付官報）により、食品衛生法第10条の規定に基づき、次の2物質が食品衛生法施行規則「別表第1」（人の健康を損なうおそれのない添加物）に追加された。

65	3-エチルピリジン
309	ピリメタニル

(厚生労働省ホームページ参照 [[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuten/dl/130813-01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuten/dl/130813-01.pdf)])

(日本食品化学研究振興財団ホームページ参照

[<http://www.ffcr.or.jp/zaidan/MHWinfo.nsf/ab440e922b7f68e2492565a700176026/3b66035221ce72f349257bbf000bc375?OpenDocument>])